

戦間期大阪における家族の稼得構造と生計

——職業婦人とその出生家族に注目して——

Family Earning Structures in Osaka during the 1920s and 1930s: Focusing on Working Women and Their Families

お茶の水女子大学大学院博士後期課程 奥村則子

What kind of earning structure did families have in Osaka during the 1920s and 1930s? How did they make a living? In this paper the characteristics of family earning structures are explored focusing on working women and their families. It is investigated whether modern gender roles expressed in the phrase “man as breadwinner, woman as homemaker” was actually maintained. For family formation during the 1920s and 1930s, it was uncommon for the husband to fully support a household economy only on his wage, thus it was also supported by the homemaker's side job, children's labor, and/or other income not obtained through a wage. The results were obtained by the investigation of the Municipal Bureau of Labor Research of Osaka and the Family Income Statistics and Expenditure Survey. I take a critical perspective toward the statement that modern gender roles were established during the 1920s and 1930s in Japan.

Key words : working women modern gender roles earning structure

キーワード : 職業婦人 近代的性別役割分業 稼得構造

はじめに

1918年から1937年までのおよそ20年間、両大戦間期の都市、大阪において家族はどのような稼得構造をとって生計をたててきたのだろうか。本論文では、戦間期に厚みをもつ層となった職業婦人に注目し、その出生家族の様子から家族形成の特徴をさぐる。なかでも「男は仕事、女は家庭」と表現される近代的性別役割分業が実際になされているのかを調べる。見通しを述べておくと、戦間期の都市における家族の稼得構造は、単独稼得で家計を賄うことのできる夫と専業主婦からなる近代的性別役割分業によるものではなく、主婦の内職労働や子の就労など多就労で家計を支え、勤労外収入にもよっているのが一般的である。これらの事実を大阪市社会部による職業婦人調査および家計調査と内閣統計局による家計調査によって示し、日本における近代的性別役割分業がこの時期に成立したとする論に対して、異なった視角を提示したい。

1. 職業婦人の出生家族

自らの意志で職業を選択し、退職・転職も自由で、勤務する間のみ拘束される。このような近代的形式において労働に就く女性が、増えてくるのは大正年間に入ってからである。前時代と質的に異

なった労働を担う女性たちが、社会層として出現する。彼女たちは職業婦人とよばれた。当時の大都市では、この職業婦人について繰り返し調査がおこなわれている¹。大阪市が1925年～38年にかけておこなった調査によると、職業婦人とは次のような平均像で捉えられている。都市に発達した交通業・商業など、主に産業の流通面で電話交換手・事務員・店員・タイピストなどの職業に従事し、都市に居住して、親元の自宅から通勤する。平均年齢は21才で、未婚である。早い者は高等小学校卒業後14才から働き始めるが、そのほとんどは結婚を機に25才までに退職する。

家を離れ社会に出て働く職業婦人をうみだした家族に特徴はあるのだろうか。職業婦人の親である世帯主の職業は1938(昭和13)年調査によると、自営業者が38%であり、官公吏、教職員、銀行会社員等の俸給生活者も37.5%を占める。職業婦人の職種によって世帯主職業の構成比は少しずつ変化する(図表1)。

この調査では、自営業者に商工業者と農業者をあわせて計上しているため、農業者と自営業者、自営業者の割合が明らかではない。そこで1935(昭和10)年の求職婦人(職業紹介所に来所した者)1,000人について調査した「求職者家庭の職業一覧表」を参照すると、公務自由業27.6%、商業(物品販売業)22.5%、農業20.2%、工業14.4%、交通運搬業3%、水産業0.9%、鉱業0.3%、失業又は無業者11.1%とある。ここでいう公務自由業とは、図表1における俸

図表1 職種別世帯主職業

(単位%)

	総数	事務員	外交員	タイピスト	店員	エレベーター ガール	受付案内人	電話交換手
労働者	4.8	3.7	—	2.4	5.4	10.5	8.8	10.0
俸給生活者	37.5	39.8	66.7	35.3	36.2	33.9	27.1	33.0
自営業者	38.0	36.6	27.8	37.7	42.0	33.9	41.7	35.3
其他	19.7	19.9	5.5	24.6	16.4	21.7	22.4	21.7

出所：1938(昭和13)年 大阪市社会部報告232号「職業婦人に関する調査」

給生活者に相当する²。以上2つの調査から職業婦人の出生家族は、親である世帯主が俸給(給料)生活者や労働者、つまり雇用者である場合が最も多く全体の4割を占めることがわかる。世帯主が雇用者である場合は家業がないため、娘が家業手伝いとして就労することができず、教育期間が終わると就業の機会を家の外にもとめて雇用労働者化した。

次にあげる表は、求職婦人の家族の中で就労している者がどれだけいるかを調べたものである。

図表2 家族中働く者

	%
父のみ	24.4
母のみ	3.0
兄のみ	14.1
1人働き小計	41.5
父と兄	17.8
父と姉	3.0
兄と姉	2.3
2人働き小計	23.1

出所：1935(昭和10)年 大阪市社会部庶務課『婦人職業の分野に就いて』より作成

職業紹介所にくる求職婦人の家族は、働き手が1人では足らずに娘も求職するケースが41.5%、すでに働き手が2人いてその上、娘も求職するケースも23.1%あり、世帯員が働けるだけ働こうとしている多就労の家族である。求職中ではなく、すでに就職した職業婦人の家族就労者数について調査したものは、資料の許す範囲では見あたらないが、未婚で親元に居住している者が8割という職業婦人の属性を考えると、娘本人が働く他に親も働いていると考えられる。さらに兄弟姉妹が就労している可能性も考えられる。求職者のデータから推して職業婦人の家族も、多就労の傾向をもっていると判断される。

2. 職業婦人の賃金と生計

2.1 職業婦人の賃金

大阪市がおこなった5回にわたる職業婦人調査を横断して、賃金に言及している部分をひろくと、次のような変遷を指摘できる。最も早期の1925(大正14)年の大阪市社会部調査は、女性の雇用労働者を近代的労働者に近づけようとする意図をもって構成されていた。婦人職業が正当の業務たる条件を備えることを最重要視し、個人として自立して生きることが可能な「生活賃金」の必要を説いている。女性が雇用労働力化する初期には、家計補助程度の賃金ではなく、ひとりで自活できる賃金を得ることが当然と提言されていたのである。調査より数箇所引用する。

俸給は種差等があつて一様にいえないが、24円から36円が総数の凡そ6割を占めこれは現在女子勤労者の教育程度から止むを得ないが、現在では経済上独立生活を営み得る収入のある者は少数で、家族と同居し、一身の衣食費、雑費、交通費を支弁し得るに止まる。

最も重要な問題は婦人の従事する各種の業務が勤労時間、勤労状態、報酬等の上に一つの標準が確立され正当の業務たる勤労条件を具備すべき事である。婦人職業が正当の業務たる条件を備えて初めて女子勤労者の経済上及び精神の独立を保ち得る。

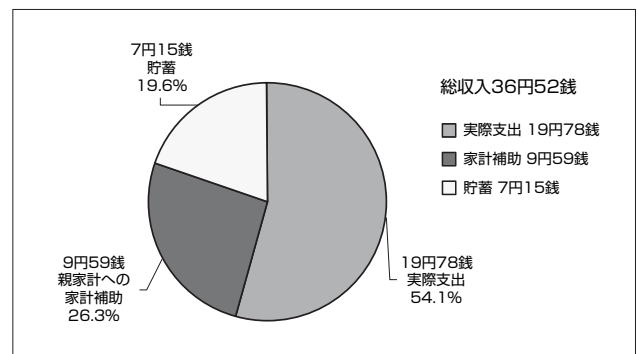
将来都市に於ける女子勤労状態の改善、生活賃金の確立、女子実業教育機関の充実に關しては一つの参考資料を供すると信ずる。

——— 1925(大正14)年『大阪市内に於ける婦人職業調査』大阪府社会課内大阪職業導会編

しかし、1930年代にはいり、職業婦人が激増し、都市におけるひとつの社会層として存在するようになると、調査の言説には、低賃金である現状の追認を迫られる様子がみて取れる。「家庭的事情又は肉体的障害による欠勤、遅参、早退」「家庭の事情、婚姻等のために就職の永続せざる事」などが婦人労働の低賃金の原因と指摘される³。女性が低賃金であることは、合理的な差異だとみなされていった。当初、問題視されていた婦人労働の低賃金は、改善されるどころか、「低賃金」が既定の事実のように述べられて「低賃金ゆえに婦人は雇用される」という逆転した合理化がおこなわれてゆく。女性の労働を低賃金へと規定してゆく社会システムが構築される様子が、言説の変遷にみてとれる。

2.2 家計補助と貯蓄

職業婦人の実際の生計はどのようであったのだろうか。1938(昭和13)年調査によると、収入の総平均金額は一ヶ月36.52円となっている⁴。20円から50円までの範囲で生計を立てている者が総数の約9割である。参考に当時の労働者男女と俸給生活者世帯主の収入をあげる。1939年の製造業男女では1ヶ月の平均賃金は、男55.20円、女18.86円である⁵。内閣統計局「家計調査報告書昭和13年-14年」によると、工場労働者世帯の世帯主の平均1ヶ月収入は、90.86円である⁶。小学校教員家計を参照すると1938(昭和13)年1ヶ月あたりの俸給給料は68.13円である⁷。職業婦人の平均収入額は、製造業女性よりも多いが製造業男性と比べるとその66.2%であり、あらかじめ単身者賃金として設定されていることがわかる。扶養をふくむ男性の賃金には及ばない。



図表3 支出費目の構成

出所：1938(昭和13)年 大阪市社会部報告232号「職業婦人に関する調査」より作成

職業婦人の支出について検討すると、まず目を引くのは、親家計への家計補助、貯蓄の多さである(図表3)。貯蓄目的の主なもの

は、婚資調達である。多くの者が親元を自宅とする通勤者であるために、自己の食費・住居費を全額負担しているわけではない。しかし、親家計への家計補助がその収入の26.3%を占め、貯蓄が19.6%にのぼるのは、意思にもとづいて節約してはじめてできることである。賃金収入から、家計補助と貯蓄を除いた残りである54.1%、19.78円で自己の1ヶ月の生活を営んでいる。

実際支出19.78円の内訳は、食費・住居費が2.20円で、衣服費(4.47円)、交通費⁸(3.46円)、修養娯楽費(2.94円)、化粧品廻品費(2.36円)、交際費(1.83円)、雑費(2.52円)である。調査報告書によって「堅実な生活ぶり」と評されている。

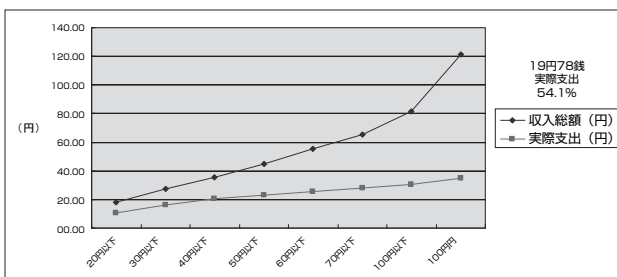
ここで注目すべきことは、収入が増加するに従って、家計補助および貯蓄額の収入に対する割合が、飛躍的な増加を示すことだ(図表4)。100円超の収入で86.82円が家計補助と貯蓄へ費やされているのは、もはや家計の補助ではなく、自ら扶養者である可能性がある。いっぽう、女性の個人消費にあたる実際支出の割合は、収入が多くなるにつれて減少する。支出額も34.55円で頭打ちである。(図表5)。

図表4 収入金額階級別支出状況

総収入	収入に対する家計補助及び貯蓄割合(%)	家計補助及び貯蓄(円)	実際支出(円)
20円以下	42.9	7.80	10.37
30円以下	41.8	11.45	15.94
40円以下	42.5	14.99	20.32
50円以下	48.4	21.82	23.25
60円以下	54.2	30.12	25.47
70円以下	56.9	37.34	28.29
100円以下	62.4	51.00	30.80
100円超	71.5	86.82	34.55

出所：1938(昭和13)年 大阪市社会部報告232号『職業婦人に関する調査』より作成

注：収入金額階級別とは、職業婦人の収入金額階層ごとに集計したものをいう



図表5 収入総額と実際支出状況(収入金額階級別)

出所：1938(昭和13)年 大阪市社会部報告232号『職業婦人に関する調査』より作成

女性が雇用労働力化し、自己の賃金を得たとしても、その賃金が女性個人の所得として消費された割合は少なかった。社会的に低賃金におかれ、賃金を得ても、個人支出に比べ家計への投入や貯蓄が優先される。賃金額がふえても、個人の消費がそれに伴って増えるわけではない。このような傾向が、女性が雇用労働力化していった戦間期の職業婦人個人の生計の特徴であった。では賃金の4分の1が投入され合算されていた職業婦人の出生家族の家計は、どのようなものであったのだろうか。

3. 職業婦人の出生家族の稼得構造

3.1 戦間期の家計動向

1918(大正7)年から1937(昭和12)年までの戦間期およそ20年間について、まず全体としての経済事情と家計一般の動向をみておこう。

『大阪府統計書』によると、第一次大戦中の大阪府下の生産物総額は、1915(大正4)年の4億1200万円から、1919(大正8)年の14億4600万円余へ3.5倍の増加を示している。この間の卸売物価の上昇分(2倍強)を差し引いても相当な増加率である。工場数、職工数が著しく増加し、職工は1915(大正4)年の13万1760人から1919(大正8)年21万5876人へと4年間で1.6倍増加した⁹。第一次大戦を契機として工場規模の拡大や動力使用工場への進展がみられ、生産額の構成比においては、重化学工業部門が29.3%(1915年)から30.8%(1919年)へ増加している。家計の観点からみると、物価が高騰をつづけ、1913(大正2)年から1918(大正7)年までに約2倍となったが、賃金の上昇率は1.4倍と追いつかず、生活は困窮した。

図表6 物価・賃金指数(大阪市)

	物価	賃金
1913(大正2)年7月	120	100
1918(大正7)年7月	245	140

出所：1919(大正8)年 大阪府内務部第1課『大阪府統計書』

都市部では、世帯の内の何人もが就業する多就労で生計を維持する必要があった。このような時期に職業婦人の進出は始まっている。

つづく第一次大戦後の時期は、消費者物価が大戦後の価格の混乱を経たのち、1921年からは鎮静化ないし下落する。同じ時期の賃金上昇とあいまって、世帯あたりの実質所得は増加し、生活水準の上昇をみた。この変化は生活構造に影響を及ぼした。東京の労働者家計を分析して中川(1985:105)は、次のように指摘する。1921(大正10)年頃、都市で家族として世帯を維持することが可能な生活構造が築かれ「食費4割弱(主食費約1割5分)、家賃約1割、被服費約1割5分、雑費3割弱」という支出構造と内容が保持されるようになる。1920年代は、都市に定着して生活を始めたそれぞれの世帯にとって平均的には子供の養育期というライフサイクルに位置していた(中川2003:357)。このことを職業婦人の出生家族においてみれば、両大戦間期(1918-1937)年の約20年間のうち、前半の10年間は、都市へ定着した親たちの子育て期にあたり、後半の10年間は、子供たちが就労可能となる時期にあたる。

後半の10年間にさしかかる頃、1926(大正15)年から1927(昭和2)年にかけて内閣統計局が「家計調査」をおこなっている。この時期は、戦前において消費水準が二度の上昇期をへて改善された時期にあたり、戦前期の標準をしめすものとみることができる(中村1993:8)。家計調査の統計を用いて、都市に定着した家族の稼得構造や生計を考察しよう。まず調査がどのようになされたかをみておく。

3.2 内閣統計局「家計調査」について

内閣統計局「家計調査(1926-27年)」は、募集の上、被調査者に依頼して行う任意調査であった。調査世帯の要件は、1「月収総額200円以下の世帯」、2「世帯主の勤労所得または農業所得が全収入の半額以上を占める世帯」、3「営業を有せざる世帯」、4「世帯員が2人から7人くらい」、5「同居人なき世帯」、6「なるべく僕婢を使用せざる世帯」である。

そもそも家計調査の対象とは、生産経済と消費経済が分離されており、また消費が商品経済、貨幣流通によって行われている家計である。当時の呼称で「労働者」と「給料生活者」をあわせた雇用者の世帯が中心となる。「その時代においてとくにその階級の生計状態を究める必要があるところの国民の多数を占め、社会問題あるいは労働問題をになっている階級、すなわち労働者ならびに中産階級¹⁰」が対象であった。賃金の額が労働力の再生産を可能にしているかどうかを明らかにすることが目的の一つであった。

この調査の諸数値を都市における家計一般の動向として使うためには、留意しなければならない点がある。第一に上述のようにあらかじめ世帯主の職業層が限定される点である。調査世帯要件の1で月収総額200円以下の世帯とあるのは、対象とする雇用者世帯であり、対象外となった200円以上の世帯の多くは、高級官吏、大会社の役員、商店主、工場主などの世帯である(中村1993:10)。これらの世帯には1人から数人の女中がいるのが普通で、主婦は雇用労働にはついておらず、かつ日常の家事も担当していなかった。そのような階層は調査の対象とならない。また大正末年から昭和初期にかけては失業が社会問題化しているが、世帯主が失業中の世帯も調査の対象に入っていない。

第二に応募による任意調査として実施されている点で、調査に応じる世帯の特性を考慮に入れなければならない。本調査が示すのは、調査に応募して協力する余裕がある世帯の生活である。大正6年創刊の『主婦の友』は、新年号に別冊付録として家計簿をつけた。これが好評で、発行部数は大正12年で30万部にのぼっている。一般家庭に家計簿が浸透してゆくのは、この調査が行われる昭和初期である。定期的収入と予算立てされた消費、それらをつうじて近代的な家政を営もうとする既婚女性が応募したと考えられる。

全国の各府県知事が募集にあたり、応募総数は11,824世帯と予定数の7,220世帯に対して6割余りの超過であった。選考の結果7,856世帯を調査世帯と決定し、一年間継続して記入を終えたのは、6,505世帯(83%)であった。それまでの地方自治体や機関がおこなってきた家計調査にくらべると、格段に高い記入達成率である。当局は「一年間の長期にわたり家計簿を正確真実に記入せしめることに最も腐心」し、15～16世帯ごとに一人の家計調査員を任命して記入の支援にあたらせている。記入の継続を励ますために、慰安会の開催、記念品の贈呈なども行った。調査成功の要因は、「国家的事業としての家計調査の必要性に対する教育と組織的な宣伝の効果、綿密な調査組織による調査活動の管理」であると多田(1989:108)は指摘する。それらに加えて、暮らしを記録して毎日の生活によりよく対処する近代の女性という像が形成され、機能した結果と言えるだろう。

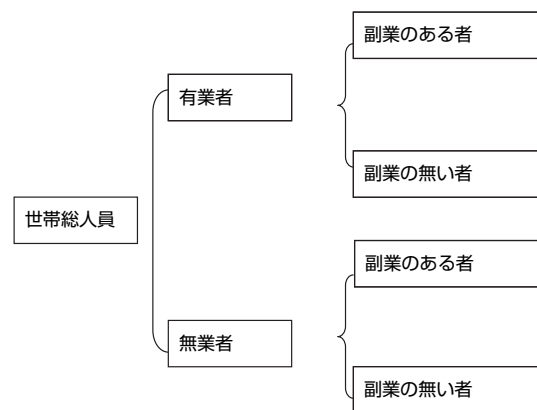
第三の留意点は、家計を記すという行動に対して、模範的であった調査客体の記録が選ばれて数値化されているということだ。家計調査は、現実には一部の世帯を対象におこなわざるを得ない。当然何らかの基準で調査世帯を選ばなければならない。また、統計の数字として正確なものを残すためには、全期間を通じて家計簿記入が可能であった世帯の数値を採用して作表する。数値化された世帯と途中脱落した世帯とは、生活の状況に違いがでたであろう。さらに生活が困難な世帯は、調査の諸数値に代表されていないと推測できる。以上三点は、内閣統計局「家計調査(1926-27年)」で選定された調査世帯が偏っていることに関する留意点である。

「家計調査(1926-27年)」実施の後、内閣統計局は「米価統制の基本資料を供与する」という目的で、1931(昭和6)年以降、給料生活者と労働者を対象にして、調査規模を5分の1に縮小した家計調査を毎年実施している。調査は、1941(昭和16)年まで続いた。

1926年調査と1931年以降1941年までの調査では、調査世帯選定要件において主に次の5つの違いがある。1「月収総額200円以下」であったものが「平均50円以上100円未満の月収入ある世帯」となり、収入による階層の幅が縮んだ。2「世帯主の勤労所得または農業所得が全収入の半額以上を占める世帯」であったものが、対象から農家を除いて「世帯主の勤労収入を主たる収入とする世帯」¹¹へと変った。3「借家又は借間に居住する世帯」のみが対象となった。4「無償にて他より食料其の他の生活必需品の支給を受くる世帯に非ざること」という要件が付け加わり、農家である出生家族から米等の受贈を受ける世帯は対象外となる。当時、実物の受贈を家計の足しにしている世帯は多かった。5「病者其の他特に費用を要する家族なき世帯なること」という要件により、世帯員の事故や病気を考慮外として、貧困へかたむく世帯をのぞいた。以上の変化は、米価算定に目的をさだめて標準家族とみなす家計のデータを入手するためである。もちろん「白米(外国米を除く)を主食とする世帯なること」という要件が明記されている。内閣統計局「家計調査(1931-41年)」についても上記のような調査世帯の偏りがある。

これらのことを考慮に入れると、昭和戦前期の家計調査は都市における家族を全般にわたって観察する資料としては、最適ではない。また家計調査の数値自体は、ある職業層の生活全般をただちに代表するものではなく、その層の比較的余裕ある世帯についてのもと考えられる。

作表された統計数字を読み解くにあたっては、以下の注意も必要である。この点は明治大正期の統計に広く見られる問題である(谷沢:2001)。産業的近代化の途上では職業の固定化、専門化は進んでおらず、都市の世帯では、世帯員の不規則就業、多就労形態が観察される。このような事態にたいして、各調査は、本業・副業といった区別をたてて、世帯員別の稼得の把握に努めている。その際、本業・副業定義が調査により異なっていて、その定義内容は適用された調査方法や分類方法から調査ごとに推定されなければならないということが1点目の問題である。内閣統計局「家計調査(1926-27年)」に即して述べよう。就業分類の全容を図にしめした。



図表7 『家計調査(1926-27年)』の就業分類

出所:「家計調査報告 自大正15年 至昭和2年」19-20頁 職業の項の記述より作成

世帯の総人員を第一段階として職業の有無により大別する。職業のある者は有業者とし、無い者は無業者とする。無業者の内訳のなかに世帯主は含まれない。なぜならば世帯主の職業(給料生活者であるか、労働者であるか、農業者であるかの三大分類)によってあ

図表8 一世帯一ヶ月平均実収入内訳および実支出(実数)大阪市及其付近

	実数			勤労収入				勤労外収入					実支出 (円)
	世帯数	平均人員 (人)	実収入 (円)	小計 (円)	世帯主収入	配偶者収入	その他の家族収入	小計(円)	貸間収入	財産収入	受贈	その他	
給料生活者	256	4.16	142.68	121.54	114.87	3.96	2.71	21.14	1.04	4.20	11.45	4.45	127.17
労働者	488	4.09	114.02	104.87	96.65	3.41	4.81	9.15	1.68	1.00	5.82	0.65	102.41

出所：内閣統計局「家計調査 自1926(大正15)年 至1927(昭和2)年:大阪市及其付近」

注：その他の家族収入とは世帯主と配偶者以外の世帯員による勤労収入のことである。

図表9 一世帯一ヶ月平均実収入内訳および実支出(百分比)大阪市及其付近

	実収入に対する百分比		勤労収入			勤労外収入					勤労収入／実支出	〈参考〉 世帯主収入／実支出
	実収入 (%)	小計 (%)	世帯主収入	配偶者収入	その他の家族収入	小計 (%)	貸間収入	財産収入	受贈	その他		
給料生活者	100.0	85.18	80.51	2.77	1.90	14.82	0.73	2.94	8.03	3.12	95.60	90.33
労働者	100.0	91.98	84.77	2.99	4.22	8.02	1.47	0.88	5.10	0.57	102.00	94.38

出所：内閣統計局家計調査 自1926(大正15)年 至1927(昭和2)年:大阪市及其付近に〈参考〉欄を加えて作成

らかじめ世帯は分類選定されており、前述した要件2にあるように「世帯主の勤労所得または農業所得が全収入の半額以上を占める世帯」が対象となっているため世帯主は有業者である。本調査における有業者とは「職業をもち、本業であるその職業で世帯を支えることのできる収入を得ている者」と推定できる¹²。

では無業者は、収入を得る手段がなく家計に寄与していないのだろうか。そうではない。第二段階の分類として副業がある者と無い者にわけているところに注目し、この分類を給料生活者1,575世帯にあてはめると、無業者中副業のある者が92人いる。この92人は「無業でかつ副業がある」という形容矛盾した分類に属するが、その内実は妻が副業の内職をしているということである。世帯主の性別は明記されていないが、要件2によると当時の賃金水準から世帯主は男性であるとみなしてよい。夫である世帯主が有業者、妻は賃労働をおこなっていても、世帯を代表するような職業でなければ、無業者と分類されている。本家計調査では、内職者は有業者に算定されない。このように本業・副業の定義に際して世帯主男性の職業に比重がおかれているのが特徴である。世帯主男性の代表性により女性による労働の把握は過少なものとなっている。この点を2点目の留意点としてあげる。

3点目は、統計処理上集計値をどの範囲でまとめているか、に関することである。家計調査報告の統計部分に関しては、21種類の作表がなされている。収入、支出に関すること、住居に関することは統計をとった地域について「大阪市及其ノ付近」というように地域別にあらわされている。しかし世帯の属性に関する事項は調査地域

すべての数値を合算した統計となっている¹³。「有業者及無業者並副業ノ有無別人員」(家計調査報告2巻9頁)を例にとると給料生活者世帯のうちに子女でかつ有業者である者は、52人いるが母数1,575世帯に対しては、わずかな割合しか占めない。賃金の中から毎月その4分の1を家計へと差し出していた職業婦人の姿は、全国統計ではその存在が確認されにくい。大正15年当時の職業婦人が、実態的な数となって存在していたのは、交通業、商業など第三次産業が発達した大都市に限られるためである。

内閣統計局「家計調査報告」を読み解くにあたって、その統計上の特徴を押さえておくことは、重要な示唆をあたえようとする。本章では、実際の統計数値により稼得構造や生計をみてゆこう。

3.3 内閣統計局「家計調査(1926-27年)」の給料生活者世帯(大阪市及其付近)

1章でみたように、職業婦人・求職婦人の出生家族でもっとも多いのは、賃金や給料で生活する雇用者世帯であり、なかでも給料生活者が多かった。内閣統計局「家計調査1926(大正15) - 1927(昭和2)年」の大阪市及其付近の統計から、雇用者世帯である給料生活者世帯と労働者世帯について検討する。給料生活者として作表された世帯は、官公吏(109)、銀行・会社員(51)、教師(55)、巡査(50)の265世帯である。労働者世帯は、488世帯でその内訳は、工場労働者(358)、交通労働者(68)日傭労働者(62)である。

実収入からみてゆこう(図表8)。「勤労収入」に「勤労外収入」をあわせて「実収入」という。給料生活者の実収入は、142.68円ではこれは、

勤労収入の121.54円(85.18%)と勤労外収入の21.14円(14.82%)からなる。図表9で勤労収入の実収入に対する割合を世帯員ごとに見てゆくと、世帯主が80.51%、配偶者が2.77%、家族が1.90%となる。配偶者の勤労収入と家族の勤労収入は、合計すると実収入に対して4.67%となり無視できない割合で、世帯収入に貢献している。

勤労外収入の大きさにも注意が向けられるべきである。勤労外収入とは、「労働の対価として受け取る勤労収入」以外のもので、家計調査では貸間収入・財産収入・受贈・その他が内訳となっている。雇用者世帯といえども、世帯員の勤労収入以外のさまざまな種類の収入で支出を賄っていたことがわかる。給料生活者世帯では、勤労外収入は全収入の約15%をしめ、生計を支えるためには、勤労の他に何にでも手を出して収入を稼がなければならなかった様子うかがえる。

勤労外収入のうちで最も大きいものは、受贈である。「家計調査(1926-27年)」では、米や生活必需品、現金の受贈がある世帯も調査対象世帯となっていた。単身者として出身の農村をあとに流出し、賃労働者化して都市に定着した後、核家族の世帯を形成をする。その稼得構造のうちに直系家族からの受贈がある。受贈については給料生活者世帯が労働者世帯よりも多く受けている。給料生活者と労働者の出生家族の違いであろう。給料生活者の世帯では、実収入に占める勤労外収入は、収入階層が上昇するにつれて7.8%から20.5%まで上昇する。

勤労外収入の内訳にある財産収入について「統計表中の用語解説」を引くと、「財産収入といっても財産其のもの謂いではなく、債権利子、貯金利子、貸家料等財産より生ずる果実を指す」とある。財産収入は、労働者世帯には少なく、給料生活者世帯に比較的多い。雇用者の家計においては、一般に資産の比重は低いと考えられ、財産そのものにあたる記述は家計調査にはない。以上、収入について内閣統計局「家計調査」の大阪市付近給料生活者世帯を一覧した。

収支はどのようになっていたのだろうか。「家計調査」では、収支の過不足について「勤労収入対実支出」と「実収入対実支出」の両者にわたって観察することを主張している。なぜならば「勤労収入で世帯の必需品(実支出)を賄なえているか、足りないとすればどのくらいか」を把握することが目的のひとつであるためだ。調査の分析は次のようにのべる。引用文中の数値は給料生活者世帯の全国版であるため、図表中の大阪市及其付近の数値とは若干違っている。

先づ勤労収入対実支出の関係に付いて見れば、勤労収入116円16銭は実支出124円34銭に対し8円18銭の不足(不足額の勤労収入に対する割合7.04%)勤労収入のみを以てしては到底家計を建つことを得ないのであるが、之に勤労外収入を加へた実収入全額137円17銭を実支出と対比するに及んで始めて家計上の収支相償ふに至り12円83銭の剰余(剰余額の実収入に対する割合9.35%)を示して居る。

——自1926(大正15)年至1927(昭和2)年『家計調査報告<一>』
25頁

勤労収入とは、世帯員の労働による収入であり、世帯主の収入、世帯主の配偶者の収入、その他の家族の収入を合計したものである。図表8の大阪市及其付近の数値でみても、給料生活者の世帯のありさまは、引用部分と似た状態を示しており、勤労収入で実支出(世帯の必需品)を賄える割合は、95.6%にとどまって、5.63円の不足をしめしている。

いっぽう労働者世帯は、勤労収入で実支出(世帯の必需品)を賄える割合は、102%となり、2.46円の剰余がある。給料生活者世帯と比較すると、労働者世帯は家計規模が小さく、勤労収入額、世帯主収入額、配偶者収入額のいずれも少ない。しかしその他の家族の収入は、働く子供が多いため約2円多い。労働者世帯は実支出額に関しても給料生活者世帯より少なく、両者の所得水準、消費水準にはひらきがある。しかしこれを収支の観点からみると、労働者世帯は、給料生活者世帯よりも早い段階で勤労収入が実支出を越え、不足が出なくなる。勤労収入とは世帯員全員分の勤労収入であり、賃労働者の一員となっている配偶者と家族の収入を含めたものである。労働者世帯の生活を支えるに足りるだけの勤労収入が、世帯員の多就労によって賄われている状態である。労働者とその家族の生存に必要な最低限の生活を支えるに足りるだけの世帯員の賃金の合計というものが家計調査における勤労収入の含意である。「その労働によって自活できる人々」の階層形成が産業的近代化にとっては、もっとも重要であり、調査の主眼であった。

内閣統計局「家計調査(1926-27年)」の『速報』では、労働者世帯と給料生活者世帯の間には家計支出構成の違いがあることを指摘している(多田1989:224)。「給料生活者は、勤労外収入の繰入で生計をささえ、労働者は妻子家族の応援で暮しをたてている。」このような階層ごとの稼得構造と生計の違いを明らかにすることも、また調査の目的であった。給料生活者世帯は、勤労外収入を大きく形成することによって、勤労収入(労賃)がそのまま実支出(労働力の再生産費)となる労働者世帯との差異を明らかにし、都市市民層としての新中間層へ離陸する段階にあったことを示唆している。

3.4 大阪市社会部「給料生活者の家計調査(1932-33年)」の給料生活者世帯

内閣統計局「家計調査(1926-27年)」の6年後、大阪市は1932(昭和7)から1933(昭和8)年にかけて「給料生活者の家計調査」をおこなっている。その前年におこなった「労働者の家計調査」の結果と共に考察しよう。調査世帯選定の要件は内閣統計局「家計調査(1926-27年)」にほぼ準じている¹⁴。給料生活者として作表された世帯は、公務員(29)、銀行・会社員(64)の93世帯である。労働者も、93世帯でその内訳は、工場労働者(78)、交通労働者(15)である。

昭和恐慌は農村の窮乏と多くの失業者を発生させているが、調査世帯選定の要件に適合して調査対象となった給料生活者世帯や労働者世帯は、世帯主が失業せずにすんだ世帯である。そのような世帯においては、名目所得は低下しても、物価の下落のために実質所得がかえって増加している¹⁵。内閣統計局「家計調査(1926-27年)」で勤労収入だけでは、逼迫状態にあった給料生活者世帯の状況(図表8)が改善され、平均値をみると世帯員全員による勤労収入で実支出を賄なえるようになってきている(図表10)。賃金が比較的物価にスライドしていた労働者世帯の収支状況には大きな変化はみられない。

都市自治体によるこの調査も「勤労収入対実支出」に着目して分析している。調査側は勤労収入のみで生活を支える給料生活者世帯の形成が望ましいと考えており、そのことは、勤労外収入を不確実な収入とみなす引用下線部の但し書きからも伺われる。

まず本市給料生活者93世帯の一世帯一ヶ月平均収支を見るに、実収入は98円32銭、実支出は87円36銭であるから家計は10円96銭の余裕を生じて堅実味ある生活振りだと云へるが、注意すべきは実収入のうち勤労外収入の如き不確実な収入を包含してゐる故に勤労収入87円46銭のみを以て実支出と比較して見

図表 10 一世帯一ヶ月平均実収入内訳および実支出(実数)：大阪市社会部調査

	実数			勤労収入				勤労外収入					実支出 (円)
	世帯数	平均人員 (人)	実収入 (円)	小計 (円)	世帯主収入	配偶者収入	その他の家族収入	小計(円)	貸間収入	財産収入	受贈	その他	
給料生活者	93	3.80	98.32	87.46	85.44	1.14	0.88	10.86	0.27	0.36	9.43	0.80	87.36
労働者	93	3.97	91.04	82.83	81.20	1.45	0.18	8.21	1.93	0.28	5.73	0.27	81.20

出所：大阪市社会部「給料生活者の家計調査 自 1932 (昭和7) 年至 1933 (昭和8) 年」
大阪市社会部「労働者の家計調査 自 1931 (昭和6) 年至 1932 (昭和7) 年」

図表 11 一世帯一ヶ月平均実収入内訳および実支出(百分比)：大阪市社会部調査

	実収入に対する百分比		勤労収入			勤労外収入					勤労収入／実支出	〈参考〉世帯主収入／実支出
	実収入 (%)	小計 (%)	世帯主収入	配偶者収入	その他の家族収入	小計 (%)	貸間収入	財産収入	受贈	その他		
給料生活者	100.0	88.9	86.9	1.1	0.9	11.1	0.3	0.4	9.6	0.8	100.1	0.98
労働者	100.0	91.0	89.2	1.6	0.2	9.0	2.1	0.3	6.3	0.3	102.0	1.00

出所：大阪市社会部「給料生活者の家計調査 自 1932 (昭和7) 年至 1933 (昭和8) 年」に〈参考〉欄を加えて作成
大阪市社会部「労働者の家計調査 自 1931 (昭和6) 年至 1932 (昭和7) 年」に〈参考〉欄を加えて作成

るに僅かに10銭の収入超過の心細さである。

——大阪市社会部『給料生活者の家計調査自 1932 (昭和7) 年至 1933 (昭和8) 年』

統計では、給料生活者の職業は公職員(29世帯)と銀行・会社員(64世帯)に分けられおり、さらに家計収支は、①職業別、世帯人員別と②職業別、収入階層別にクロスして作表されている(図表12、13)。全体の総平均値よりも、より実態に近いと考えられるクロス表をみてゆこう。

報告書では、図表12①の職業別世帯人員別表について、「勤労収入のみにて家計を営んである世帯は僅かに二人世帯と三人世帯の二階級のみで、四人世帯以上の世帯は多かれ少なかれいずれも勤労収入のみにては実支出を償い得ない状態にある」と述べる。しかし平均値ではなく表中の各数値をみると、三人世帯でも銀行会社員世帯においては、勤労収入で実支出を賄なえていない(図表12)。

では勤労収入で実支出を賄えている世帯はどれくらいあるだろうか。図表12①職業別世帯人員別1ヶ月平均収支表において勤労収入で実支出を賄えている世帯を合計すると32世帯(34%)であり、図表13②職業別収入階層別1ヶ月平均収支表において勤労収入で実支出を賄えている世帯を合計すると52世帯(56%)である。大阪市社会部「給料生活者の家計調査(1932-33年)」を見る限り、昭和8年に世帯員全員の勤労収入で世帯の必需品(実支出)を賄なえている世

帯は、調査数の1/3から半数を超える程度である。

報告書では、内閣統計局「家計調査(1926-27年)」との比較をおこなうために、調査世帯の収入限度要件を同じくして、すなわち、大阪市社会部「給料生活者の家計調査(1932-33年)」から収入120円未満の世帯96世帯を採って作表しなおしている。その分析を報告書より引用する。

世帯構成人員に於いては大阪市調査の二人世帯三人世帯および内閣統計局調査の二人世帯を除けば何れも勤労収入のみを以ては一家の生計を償い得ない状態にあり勤労外収入と併せて初めて家計の余裕を見出している。而して之を収入階級別にみると内閣統計局調査に於いては勤労収入のみを以てしてはいずれの階級も生計に不足を生じているに反し大阪市調査に於いては勤労収入を以てしては生計に不足を生じる階級は僅かに百円以上の階級に過ぎず他は何れも生計に余裕が見出されるのであって前後六年間に生活改善の跡著しきものと云わねばならぬ。

引用下線部の分析は調査結果を正確に反映しているだろうか。引用下線部の分析をする時に収入階層を作表時の五分位から分析時の三分位(「80円未満」「100円未満」「100円以上」)へ減らして、収入階層区分を変えて再計算している。「100円未満」の階層で過不足が相殺された結果、引用下線部のような分析となった。より実態に近いものは階層を五分位で作表した図表13②職業別収入階層別一ヶ月

図表 12 ①職業別世帯人員別一ヶ月平均収支

単位(円)	2人世帯				3人世帯			4人世帯			5人世帯			6人世帯			7人世帯		
	総額	平均	公職員5	銀行・会社員10	平均	公職員8	銀行・会社員17	平均	公職員9	銀行・会社員22	平均	公職員4	銀行・会社員10	平均	公職員3	銀行・会社員3	平均	公職員	銀行・会社員2
実収入	98.32	99.51	93.42	102.55	93.57	83.17	98.47	98.05	101.64	96.58	104.81	92.72	109.65	99.26	99.76	98.75	104.62	-	104.62
実支出	87.36	80.81	73.12	84.65	82.77	71.18	88.24	87.82	88.06	87.72	97.77	88.30	101.56	93.17	96.28	90.05	96.21	-	96.21
勤労収入	87.46	90.80	86.16	93.11	83.16	76.44	86.32	86.27	88.81	85.23	91.58	81.04	95.80	91.23	94.66	87.87	94.53	-	94.53
勤労収入対実支出過不足	0.10	9.99	13.04	8.46	0.39	5.26	△ 1.92	△ 1.55	0.75	△ 2.49	△ 6.19	△ 7.26	△ 5.76	△ 1.94	△ 1.62	△ 2.18	△ 1.68	-	△ 1.68
実収入対実支出過不足	10.96	18.70	20.30	17.90	10.80	11.99	10.23	10.23	13.58	8.86	7.04	4.42	8.09	6.09	3.48	8.70	8.41	-	8.41

出所：大阪市社会部「給料生活者の家計調査自昭和7年至昭和8年」10頁の表に同調査統計表第2表から世帯数を書き加えて作成

注：職業の後の数字は世帯数をあらわす。全調査世帯数93世帯

図表 13 ②職業別収入階層別一ヶ月平均収支

単位(円)	70円未満				80円未満			90円未満			100円未満			100円以上		
	総額	平均	公職員0	銀行・会社員2	平均	公職員7	銀行・会社員8	平均	公職員8	銀行・会社員6	平均	公職員4	銀行・会社員17	平均	公職員10	銀行・会社員31
実収入	98.32	64.16	-	64.16	75.05	75.30	74.84	85.18	85.58	84.64	95.07	91.00	96.03	114.65	114.17	114.80
実支出	87.36	59.25	-	59.25	69.30	69.57	69.06	77.04	74.64	80.24	84.07	81.07	84.78	100.54	96.13	101.96
勤労収入	87.46	60.52	-	60.52	70.34	71.51	69.33	76.45	77.25	75.37	85.52	79.47	86.95	99.79	101.32	99.30
勤労収入対実支出過不足	0.10	1.27	-	1.27	1.04	1.94	0.27	△ 0.59	2.61	△ 4.87	1.45	△ 1.60	2.17	△ 0.75	5.19	△ 2.66
実収入対実支出過不足	10.96	4.91	-	4.91	5.75	5.73	5.78	8.14	10.94	4.40	11.00	9.93	11.25	14.11	18.04	12.84

出所：大阪市社会部「給料生活者の家計調査自昭和7年至昭和8年」11頁の表に同調査統計表第2表から世帯数を書き加えて作成

注：職業の後の数字は世帯数をあらわす。全調査世帯数93世帯

平均収支の数値だと考える。図表13の数値が示しているのは、先にみたとおり、勤労収入のみで生計を維持している世帯は調査世帯93世帯の56%にあたる52世帯である。このころ41世帯は勤労収入で実支出が賄えておらず、1ヶ月平均収入が100円以上の世帯のみならず、100円未満、90円未満の階層にも「勤労収入を以てしては生計に不足を生じる」世帯が存在する。調査では、細かく統計数値を出しているにもかかわらず、分析の記述でゆがみが生じている。

報告書の最後には、内閣統計局「家計調査(1926-27年)」から大阪市社会部「給料生活者の家計調査(1932-33年)」までの収支均衡を経年比較して次のような記述がある。「実収入の微増に対し、実支出は減少しそれだけ生活に余裕を生じたことは今日の非常の時局に於いて洵に喜ばしき現象と云はねばならない」。しかしこれは、昭和恐慌、満州事変という時代背景にもかかわらず、失業をまぬがれたこの調査対象の雇用者世帯に限って言えることである。1930年代にはいり時局に迎合する調査の言説がみてとれる。

以上、内閣統計局「家計調査(1926-27年)大阪市及其の付近」と大阪市社会部「給料生活者の家計調査(1932-33年)」によって雇用者の稼得構造や生計の特徴を探った。いずれの資料においても、世帯員の勤労収入のみで実収入を賄えない得る状態は、一般的ではないことを示していた。戦前期大阪の雇用者家族は、世帯員全員の勤労収入に勤労外収入をあわせて、その経済基盤を形成していた。つまり単独稼得の夫と婚姻後に貨幣収入を稼得する必要のない主婦からなる稼得構造ではない。

4. 近代的性別役割分業について

戦前期の日本において近代的性別役割分業が成立したとする論を検討するにあたって、近代的性別役割分業を定義しておこう。近代

的性別役割分業とは、単独稼得の男性と専業主婦の女性からなる近代家族の性別役割分業である。「家事育児を担当し、賃労働はせず、家族従業員としても働かない」専業主婦の妻と「家族が暮らしてゆけるだけの所得をうる」単独稼得の夫とのあいだでおこなわれる分業のことである。

千本(1990、2003)「日本における性別役割分業の形成——家計調査をとらえて——」は次のように述べる。

昭和の初期にはどの社会階層においても、収入格差や生活水準の差はあるものの、「夫が一家の扶養者で、妻は被扶養者」という関係や「通勤雇用者の夫と専業主婦の妻からなる家族」を形成する条件がととのった。(千本2003:355)

これは、前章までで検討した大阪における昭和初期の雇用者の家族の状態とは異なっている。千本論文では、「性別役割分業が可能になるためには、雇用労働者世帯において少なくとも夫の収入だけで生計費が賄えるということが前提条件として必要である。」(千本2003:318)として「夫の収入÷実支出」 ≥ 1 が成立する時期を家計調査に探り、その時期を日本における性別役割分業の形成期とみなしている。

夫の収入が実支出を越えるかどうかについて、明治中後期から検証をはじめ1916(大正5)年「東京に於ける二十職工家計調査」、1919(大正8)年「月島調査」、1920(大正9)年「職工生計状態に関する調査」においては、いずれも夫の収入だけで生計費が賄える状態は成立していないことを確認している。

ついで1921(大正10)年協同会労務課「俸給生活者・職工生計調査」と内閣統計局「家計調査」1926(大正15)年から1941(昭和16)年について「夫の収入÷実支出」の変遷をみて、次の各時点で各職業層

の「夫の収入÷実支出」 ≥ 1 が成立することを指摘した。工場労働者1931(昭和6)年、会社員1933(昭和8)年、官公吏1937(昭和12)年、教職員1938(昭和13)年である。

この指摘は、一般に次のように受容されている。「戦間期に工場労働者の家族でも夫の収入だけで家計を賄えるようになり、妻の専業主婦化が進んだことを明らかにし、中流階級や新中間層で一般的であった家族の性別役割分業がこの時期に工場労働者や一部の都市下層まで波及したと論じている。」(市原：2001)

しかし、ほんとうに「夫の収入だけで家計を賄える」ようになっているのだろうか。前章で検討した大阪の雇用者家族の稼得構造と生計は、多就労と勤労外収入によって支えられていた。内閣統計局家計調査の数値により、雇用者のなかでもっとも早期に「夫の収入÷実支出」 ≥ 1 が成立している工場労働者世帯の一ヶ月の収支構造をみてみよう(図表14)。

収入の内訳を見ると工場労働者について「夫の収入÷実支出」 ≥ 1 が成立した昭和6-7年調査の時点においても、実収入に対して2%弱を占める配偶者収入、1.5%を占める家族収入、6.38%を占める勤労外収入がある。夫の収入は実収入の90.13%を占めるに他ならない。「世帯主の勤労収入」以外の収入が1割程度あつてはじめて安定している家計である。先に述べたように家計調査では世帯選定にあつて「世帯主の勤労収入を主たる収入とする世帯」という要件があるため、あらかじめ実収入に占める世帯主収入の割合が高いというバイアスを持っている。しかし、それでもいまだ世帯主の勤労収入だけで安定して成り立つ家計とはいえない。

支出とのバランスをみると、昭和9-10年は、世帯主収入が77.58円のところ実支出が76.45円で、わずかに1.13円の世帯主収入超過である。同様に昭和10年は1.28円、昭和11年は1.65円の世帯主収入超過である。このような期間は「夫の収入÷実支出」が1.01から1.02である。

家計調査に掲載された数値から判断すると、6%~7%の勤労外収入があること、3.4%~4.8%の配偶者の収入とその他の家族の収入があること、世帯主の勤労収入だけで家計の収入が構成されているわけではないことがわかる。

また世帯主の勤労収入が実収入に占める割合は、約88%から90%の間を推移し、経年で上昇する傾向にはない。会社員、官公吏、教

職員においても同様である。これらのことと前章までで述べてきた内閣統計局家計調査のバイアス、大阪市社会部調査の数値を考え合わせると、戦間期日本の雇用者家族において、単独稼得の男性と専業主婦の女性からなる近代家族は実態としては、一般的ではないとえよう。

支出と収支について考える。実支出は、消費支出と非消費支出に分けられ、非消費支出は、負担費や公課の費目からなる。戦前の税負担は1%強で社会保障負担は存在しなかったから、実支出はほとんど消費支出に等しいと考えられる。つまり、1ヶ月の全消費額とみなせる実支出は、労働者世帯の生活費の最低限度である。この部分を世帯主の賃労働だけで賄えるかということが、「夫の収入÷実支出」 ≥ 1 の意味するところである。

しかし、この問いは、家計調査の発した問いの系譜とは異なる。家計調査では、くりかえし「世帯員全員の「勤労収入÷実支出」 ≥ 1 を問題にしていた。その意図は、「世帯員の勤労収入で世帯は保持できているか」「賃金のみで生計がたっているか」を問うものであったためだ。世帯が勤労収入で保持されていれば、国家が把握しうる近代労働市民層が形成されたとみなせるからである。

この点に着目して家計調査を見るならば、興味深い事実が指摘できる。昭和戦前期の家計調査にあらわれた世帯主の収入比率は、大正後期の60%台から次第に上昇するが、いずれの職業層においても実収入に対して8割強で止まる。昭和戦前期を通じて雇用者層の世帯主の賃金は、実収入の80%強を満たすのみであった。賃金そのものの性格が雇用者世帯の収入全体をカバーするものではなかったということである。

いっぽう、配偶者の収入比率は、大正中期から昭和初期にかけて低下してゆく。比較的賃金の高い工場労働ではなく、分の悪い内職労働を行うためである。配偶者女性に関して、家の外で働くことから家の中で生産労働をおこなうという就労形態の変化がおこっている。このことは、女性が労賃問題ではなく、生計費問題の中に組み入れられた結果である。

世帯全体の勤労収入が実支出より大か少かということは、当時、生計費問題として盛んに論じられてきた。女性を自活できる賃金の「労働者」として形成することから排除して、その排除を通して男性を「労働者」として形成し、世帯全体の生計費を問題にする。女性は

図表14 工場労働者世帯一ヶ月の収支構造

年号	世帯主収入(円)	世帯主収入比率%	配偶者収入比率%	その他の家族収入比率%	勤労外収入比率%	勤労外収入(円)	勤労収入(円)	実収入(円)	実支出(円)	勤労収入/実支出	世帯主収入/実支出
昭和6-7年	74.12	90.13	1.99	1.50	6.38	5.25	76.99	82.24	71.95	1.07	1.03
昭和7-8年	76.98	89.44	2.01	1.61	6.94	5.97	80.10	86.07	74.38	1.08	1.03
昭和8-9年	77.70	89.72	1.87	1.50	6.91	5.98	80.62	86.60	74.79	1.08	1.04
昭和9-10年	77.58	89.04	2.07	1.86	7.04	6.13	81.00	87.13	76.45	1.06	1.01
昭和10-11年	78.12	89.31	2.25	1.68	6.76	5.91	81.56	87.47	76.84	1.06	1.02
昭和11-12年	80.74	89.13	2.21	1.64	7.02	6.36	84.23	90.59	79.09	1.06	1.02
昭和12-13年	85.74	89.23	2.45	1.81	6.51	6.26	89.83	96.09	81.10	1.11	1.06
昭和13-14年	90.86	88.74	2.32	2.15	6.79	6.95	95.44	102.39	84.01	1.14	1.08
昭和14-15年	98.15	88.17	2.22	2.26	7.35	8.18	103.14	111.32	93.28	1.11	1.05
昭和15-16年	105.69	88.13	2.43	2.41	7.02	8.42	111.50	119.92	100.63	1.11	1.05

出所：各年内閣統計局「家計調査報告」より作成

注：その他の家族収入とは世帯主と配偶者以外の世帯員による勤労収入のことである。

注：各収入比率は、実収入に対してあらわしたものである。

この生計費問題に組み入れられている。このことは同時に、女性が家計補助賃金相当の低賃金へと規定されてゆく力となっている。

労働市場における低賃金一般の問題というものは存在しない。女性の低賃金を規定してゆく社会システムが構築されて低賃金にとめおかれる。女性だけに限らず様々な低賃金について現象することである。女性が雇用労働者化した初期には、女性労働者についても自立した労働者としての処遇が想定されていた。女性の自立的賃金の可能性や独立生計を営むことが「都市」社会政策言説のなかに存在した。にもかかわらず、未婚の時代は、職業婦人として、既婚ののちは近代的性別役割分業主婦として、それぞれに低賃金へと規定される社会システムが構築されたというのが日本の近代であった。

おわりに

内閣統計局の家計調査で捕捉された世帯の中に実支出を夫の勤労収入で賄える家族が出現したことは確かである。そのことは、近代的性別役割分業の専業主婦が表象として言説化され、社会通念として広まることに寄与したであろう。しかし内閣統計局家計調査のバイアスを考慮に入れ、また戦間期の他の資料によって稼得構造をみる限り、人々は、実態として単独稼得の夫と専業主婦といえるありさまで暮らしているのではない。雇用者世帯では、婚姻後一生を通じて賃労働に就かなかった女性は、少ないであろう。しかし世帯の内にあり「専業主婦」と呼称されることで、彼女の労働は賃労働範疇から、はずされている。「職業婦人」と呼ばれた人びとの労働も、歴史の中で家計補助的賃金が相当とされ、自活できる水準には至らなかった。女性の労働が、近代化の過程でどのように社会に位置づけられていったのか、見えなくなった労働を再構築することは、近代化とジェンダーの関係を問う上で必要である。

注

1. 大阪市では参考文献の資料①から⑤にあるように1925年から38年の間に職業婦人調査が計5回おこなわれている。この資料のうち①は現在復刻出版されていない。
2. 1935年求職婦人の調査では、公務自由業の主要な内訳を銀行会社員11.5%、官公吏及び雇員5.8%、教員2.0%、医師1.8%等としている。俸給生活者とは、労働の対価としての支払いが月給制になっている者で、官吏、職員、会社員、銀行員などである。
3. 1938(昭和13)年 大阪市社会部労働課編社会部報告232号「職業婦人に関する調査」
4. 職業婦人の収支状況に関し、収入は勤務収入以下三種目について、支出は家計補助以下十費目に分類して、それぞれ一ヶ月平均金額の記載をもとめ、これが全項目に亘る完全な回答者7,972人(蒐集数の84%)について数値をだしている。
5. 一日あたりの賃金をあげると男性2円40銭、女性82銭である(大川一司他『長期経済統計8物価』第25表職種別賃金)。一ヶ月平均労働時間が278時間(1940年)(安藤良雄第2版『近代日本経済史要覧』12頁14表)であるから、12時間労働で23日間働くと1ヶ月の賃金は、男55円20銭、女18円86銭となる。
6. 図表14参照。内閣統計局「家計調査」では同じ職業階層内で比較的富裕な世帯が選定されている。理由は後述する。
7. 個別家計の長期動向を分析した資料(御船1993)より給料生活者の小学校教員家計1938(昭和13)年、愛媛県在住、本人30才・妻29才・長女3才の1ヶ月あたりの俸給給料を参照した。
8. 当時通勤にかかる交通費は、雇用者個人の負担であった。職業婦人の平均収入の9.5%を占める通勤交通費負担について、その軽減をもとめる要望が1938年の職業婦人調査に400件を超えて寄せられている。
9. 新修大阪市史編纂委員会1994『新修大阪市史第6巻』表43による。
10. 長沢柳作「家計調査の範囲方法」『統計時報』第5号、大正12年

11. 「統計表中の用語解説」(自昭和14年9月至昭和15年8月家計調査報告2頁)の「世帯主収入」の項では、調査の世帯選定要件に「世帯主の勤労収入を主たる収入とする世帯」要件があるため、「世帯主収入は実収入の約9割を占めている」と解説している。あらかじめ世帯主収入の実収入に対する割合が多い世帯が選定されていることは、十分に留意されるべきである。
12. 1920(大正9)年の国勢調査では、総人口を有業者と無業者にわけ有業者の定義として「肉体的たると精神的たるとを問わず、或る業務に従事する者」を採用した。家族従業者も内職者も有業者として分類されている。このように調査により有業・無業の定義が異なる。
13. 給料生活者については札幌市、仙台市、東京市、横浜市、金沢市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、長崎市とそれぞれの都市の其の付近が調査地域である。
14. ただし、調査報告の11頁につきの記載がある。「本調査の貸間収入は、内閣統計局調査に比して激減してゐるのは記入応募者選定にあたり今回は成るべく問貸しせる世帯を除いたためであろう」。応募者選定要件に貸間収入の多い世帯はのぞくという基準を加えたようだが基準としては明記されていない。
15. 家計費の項目で見ると飲食物費、特に米麦費が激減している。内閣統計局家計調査1926(大正15)年～1927(昭和2)年では、13.57円であったものが、大阪市調査1932(昭和7)～1933(昭和8)年では7.50円となっている。

参考文献

史資料

- 安藤良雄, 1979, 第2版『近代日本経済史要覧』東京大学出版会。
大川一司他, 1965, 『長期経済統計8物価』東洋経済新報社。
大阪市社会部労働課編社会部報告166号, 1933(昭和8)年「労働者の家計調査」(復刻: 1996, 『大阪市社会部調査報告書30』近現代資料刊行会)。
大阪市社会部労働課編社会部報告187号, 1934(昭和9)年「給料生活者の家計調査」(復刻: 1996, 『大阪市社会部調査報告書36』近現代資料刊行会)。
① 1925(大正14)年, 大阪府社会課内大阪職業補導会編『大阪市内に於ける婦人職業調査』。
② 1928(昭和3)年, 大阪市社会部労働課編社会部報告75号「求職婦人の希望職種に関する調査」(復刻: 1996, 『大阪市社会部調査報告書9』近現代資料刊行会)。
③ 1934(昭和9)年, 大阪市社会部労働課編社会部報告180号「職業婦人の社会的進出について」(復刻: 1996, 『大阪市社会部調査報告書35』近現代資料刊行会)。
④ 1935(昭和10)年, 大阪市社会部労働課編社会部報告201号「婦人職業の分野について」(復刻: 1996, 『大阪市社会部調査報告書40』近現代資料刊行会)。
⑤ 1938(昭和13)年, 大阪市社会部労働課編社会部報告232号「職業婦人に関する調査」(復刻: 1996, 『大阪市社会部調査報告書50』近現代資料刊行会)。
大阪府内務部第一課, 1920『大阪府統計書』。
新修大阪市史編纂委員会, 1994『新修大阪市史第6巻』。
内閣統計局, 『家計調査集成』全8巻 青史社1989。

研究文献

- 足立真理子, 2007, 「新しい課題としての『人口』の問題」小幡道昭編『マルクス理論研究』御茶の水書房。
市原 博, 2001, 「戦前日本の労働史研究」『特集: 労働史研究の現在——1980～2000年(1)』大原社会問題研究所雑誌No.510。
多田 吉三, 1989, 『日本家計研究史——わが国における家計調査の成立過程に関する研究——』見洋書房。
谷沢 弘毅, 2001, 「戦間期日本における就業分類概念の形成過程——東京圏の事例」大原社会問題研究所雑誌No.509。
千本 暁子, 1990, 「日本における性別役割分業の形成——家計調査をととして——」荻野美穂〔ほか〕著『制度としての〈女〉——性・産・家族の比較社会史——』平凡社。(再録: 永原和子編, 2003, 『家業と役割』吉川弘文館)。
中川 清, 1985, 『日本の都市下層』勁草書房。
——, 1989, 「世帯の形成と生活構造の変動——十九世紀末から二十世紀初めの東京——」『社会福祉』三十号。(再録: 2003, 『家族と住居・地域』日本家族史論集12吉川弘文館)。
中村 隆英, 1993, 『家計簿からみた近代日本生活史』東京大学出版会。
御船美智子, 1993, 『昭和期50年間の教員家計』